

剣淵町社協居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(北海道指定 第0173200015号)

当事業所はご契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者（利用者）双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 緊急時の対応	5
8. 事故発生時の対応および損害賠償	5
9. 守秘義務に関する対策	5
10. 苦情の受付について	5

社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 北海道上川郡剣淵町仲町28番1号
- (3) 電話番号 0165-34-3922
- (4) 代表者氏名 会長 田 中 茂 一
- (5) 設立年月日 昭和62年7月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成11年9月10日指定
北海道0173200015号
- (2) 事業の目的 介護保険法令に伴い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者（利用者）に、居宅介護支援サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 剣淵町社協居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 北海道上川郡剣淵町仲町28番1号
- (5) 電話番号 0165-34-3922
- (6) 管理者氏名 大佐古 明 義
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的且つ効果的に提供されるよう支援を行います。
 - ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務に努めるものとします。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[訪問介護事業] 平成11年11月15日指定 北海道0173200015号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 剣淵町全域
- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～金（１２月３０日から１月４日までを除く）
受 付 時 間	月～金 午前８時１５分～午後５時
サービス提供時間	月～金 午後８時１５分～午後５時 ただし、利用者の希望により営業時間を延長できます。

４．職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	備 考
１．管理者	１		１	１名以上	
２．介護支援専門員	３		３	１名以上	

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者（利用者）の負担はありません。

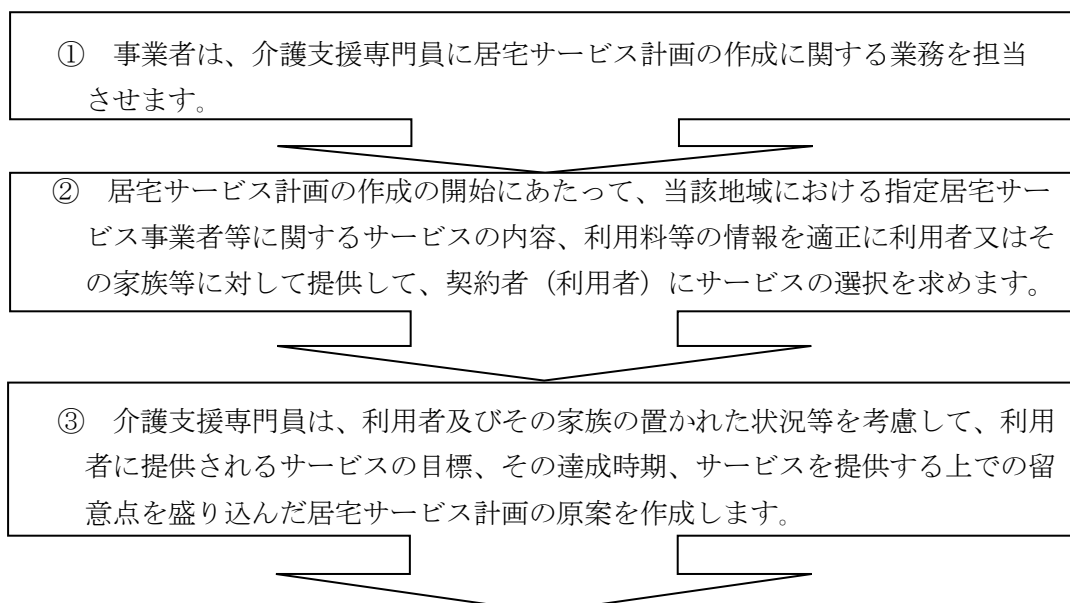
（１）サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者（利用者）のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、おかれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的にて依拠されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し契約者（利用者）の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ・ご契約者（利用者）の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・目安としてはおおむね月に1回訪問させて頂き、ケアプランの妥当性等を検討していきます。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者（利用者）が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者（利用者）双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④居宅サービス提供事業者の紹介

ご契約者（利用者）が居宅サービス提供事業所の利用を希望した場合、または事業者が居宅サービス提供事業所の利用が必要と判断した場合は、事業提供地域内にある複数の居宅サービス事業所の紹介を行います。

⑤介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑥サービス割合の説明

公平性を示す為に、当事業所のケアプランで位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況等を定期的に説明させて頂きます。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービスの利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者（利用者）の自己負担はありません。

但し、ご契約者（利用者）の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいっ

たんお支払いいただくことになりますのでご注意ください。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に対し、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、ご契約者（利用者）に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者（利用者）からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出る事が出来ます。ただし、ご契約者（利用者）から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応および損害賠償

サービス提供により事故が発生した場合には、その状況に応じご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録します。

また、事業者の責に帰すべき事由により生じた損害については、速やかに損害賠償を行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者（利用者）等に故意または過失が認められた場合には、契約者（利用者）の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められたときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、事業上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

10. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）
 〔職名〕 大佐古 明義 電話番号 3 4 - 3 9 2 2
 ○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日
 午前 8 時 1 5 分～午後 5 時

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

剣淵町健康福祉課 介護保険担当係	上川郡剣淵町 2 8 番 1 号 健康福祉総合センター内 電話番号 3 4 - 3 9 5 5 ・ F A X 3 4 - 3 9 8 5 受付時間 午前 8 時 1 5 分～午後 5 時
北海道国民健康保険団体 連合会総務部介護保険課 苦情処理係	札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目 国保会館 電話番号 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】

(所在地) 北海道上川郡剣淵町仲町 2 8 番 1 号
(法人名) 社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会
(事業所名) 剣淵町社協居宅介護支援事業所
説明者 大佐古 明義
原 沙織

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

【利用者】

住所

氏 名

【利用者代理人（選任した場合）】

住所

氏 名 (続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、
利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。